

# 4月7日(日)は秋田県議会議員一般選挙の投票日です ～選びたい 秋田のこれから わたしの将来～

## 1 日程

告示日●3月29日(金)  
投票日時●4月 7日(日) 午前7時～午後7時

## 2 美郷町で投票できる方

平成13年4月8日以前に生まれ、平成30年12月28日までに美郷町に住民登録をして、引き続き3カ月以上町内にお住まいの方  
※投票は町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

## 3 期日前投票について

期日前投票の できる時間	午前8時30分～午後8時
期日前投票が できる人	選挙の当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの方
必要なもの	入場券(入場券裏面の「宣誓書」)に、投票する方の住所、氏名、理由をあらかじめ記入してください※

日付	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
投票所前	告示日					前投票開始				
	美郷町役場	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美郷町学友館	-	-	-	-	○	○	○	○	○
	美郷町公民館	-	-	-	-	○	○	○	○	○

※入場券をなくした場合でも、町の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票の際に受付へお申し出ください。

## 4 不在者投票の請求はお早めに

### (1) 仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在されている方、またはそのような見込みのある方は、**滞在地において不在者投票ができます**。請求用紙は町選挙管理委員会にありますので、滞在先の住所を書いたメモ等を持参のうえ、お早めに手続きをしてください。また、この請求用紙は町ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。病院や施設等に入院または入所されている方は、その病院や施設等で不在者投票ができる場合があります。まずはその病院や施設等にお問い合わせください。

### (2) 郵便等による不在者投票について

次の①から③のいずれかに該当する方は、郵便等による不在者投票の請求ができます。この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、町選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。

①	身体障害者手帳をお持ちで、障がいの程度が3級以上(ただし、両下肢や移動機能等の障がいの方は2級以上)の方
②	戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が第3項症以上(ただし、両下肢等の障がいの方は第2項症以上)の方
③	介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5として記載されている方

問●美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会  
事務局(町総務課内) ☎0187(84)1111

建設課

### 合併浄化槽を設置している方へ

## 合併浄化槽水質検査費補助金の申請は3月8日(金)までです

合併浄化槽の適正な維持管理と水質環境保全を図るため、合併浄化槽の法定検査を受けた方(地域の会館等を含む)を対象に補助金を交付します。今年度の申請を済ませていない方は、3月8日(金)までに申請してください。

次に該当する方には補助金を交付できませんので、ご注意ください。

- ①トイレのみを処理する単独浄化槽を設置している方
- ②下水道認可区域および農業集落排水整備区域で浄化槽を設置している方
- ③平成30年度に合併浄化槽を設置した方
- ④町の税金、各種使用料および各資金貸付金の償還を滞納している方
- ⑤50人槽以上の浄化槽を設置している方
- ⑥町で設置した浄化槽を使用している方

補助金額●5,000円

提出書類●・補助金交付申請書兼請求書

※法定検査が終了した方へ申請書を順次送付しています。また、申請書は町建設課、六郷・仙南各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

・検査結果書(浄化槽法第11条)の写し

※平成29年度に浄化槽を設置した方は検査結果書(浄化槽法第7条)の写し

※検査結果書の判定項目が「不適正」の場合は、検査月日より後日に保守点検業者が作成した「保守点検カード」を一緒に持参してください。

・申請者本人名義の振込口座通帳の写し

※昨年度も当補助金を申請された方で、振込口座に変更がない場合は省略できます。

提出先●町建設課、六郷・仙南各出張所

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 委託水道検針員を募集します

委託内容●①水道・集排メーター検針 10名  
②下水道メーター検針 1名  
資格等●普通自動車運転免許がある方  
委託期間●①5月～11月(7カ月間)  
②4月～2020年3月(1年間)

検針時期●毎月7日から13日まで(1週間程度)

委託単価●①目視132円/件  
②無線71円/件

申込方法●町建設課に備え付けている「申込用紙」に、必要事項を記入して提出してください。

申込期限●3月12日(火)

申・問 町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きは3月中にお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、平成31年度分の軽自動車税が課税されてしまいます。廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだ

お済みでない方は、3月中に行うようにしてください。

4月2日以降に所有者でなくなった場合は、平成31年度分の税金が全額課税されますのでご注意ください。逆に、4月2日以降に車両を取得した場合には平成31年度分の税金は課税されません。

※特に、3月末は大変混雑しますので、早めに手続きされますようご協力をお願いします。

車種	手続き先	必要書類等
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽四輪</li> <li>軽二輪(125cc超250cc以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大曲仙北地区自家用自動車協会 ☎0187(62)2371</li> <li>軽自動車検査協会 秋田事務所 ☎050(3816)1834</li> <li>全国軽自動車協会連合会 秋田事務所 ☎018(896)6811</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新、旧使用者の認印</li> <li>住民票</li> <li>自動車検査証</li> <li>手数料</li> </ul> <p>※詳しくは手続き先へお問い合わせください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>小型二輪(250cc超)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田運輸支局 ☎050(5540)2012</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>原動機付自転車(125cc以下)</li> <li>小型特殊自動車(トラクター、コンバインなど)</li> <li>ミニカー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美郷町役場 税務課 ☎0187(84)4902</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新、旧使用者の認印</li> <li>廃車、ナンバープレートの変更のときは、ナンバープレート</li> </ul> <p>※手数料は無料です。</p>

※県外に転出されている方は、その住所地の軽自動車協会で行ってください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

## 所得税・町県民税

## 申告相談は3月15日(金)まで

平成30年分の所得税と平成31年度分の町県民税の申告相談は、3月15日(金)までです。申告相談の日程や申告に必要なものは、広報美郷1月号10～13ページに掲載しています。忘れずに申告しましょう。

## 町税等の納め忘れはありませんか？

平成30年度の町税等の納め忘れがないかご確認ください。納め忘れがあった場合は、早急に納付してください。特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めにご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

## 屋外ウォーキング教室の参加者を募集します

開催日●3月26日(火)

目的地●由利本荘市「初春の本荘公園散策コース」

日程	内容
午前8時30分	美郷町中央体育館 出発
午前10時～午後2時30分	屋外ウォーキングほか
午後4時	美郷町中央体育館 到着・解散

集合場所●美郷町中央体育館(六郷字安楽寺)  
(受付:午前8時～午前8時30分)

申込方法●下記へ電話でお申し込みください。

申込期間●3月13日(火)～3月19日(日)

午前9時～午後5時

※土・日・月曜日を除く。

※定員になり次第受付を終了します。

定員●23名

参加料●1,000円(当日申し受けます)

申・問 美郷町総合型スポーツクラブ事務局(美郷総合体育館リリオス内) ☎0187(84)4916